

令和3年第2回南島原市教育委員会定例会

日時 令和3年2月26日(金) 午後2時

場所 南有馬庁舎 3階中会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第5号 南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第6号 南島原市青少年育成支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第7号 南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令について

議案第8号 教育財産の用途廃止について

議案第9号 教育財産の取得について

議案第10号 南島原市教育支援委員会の答申について

議案第11号 南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 令和2年度南島原市一般会計補正予算(第13号)について

(3) 令和3年度教育委員会当初予算及び主な事業の概要について

(4) 次回教育委員会定例会の開催について

(5) その他

第7 閉会

令和3年第2回南島原市教育委員会定例会教育長報告

令和3年1月の諸会議並びに諸行事

28日(木) 14:00 令和3年第1回教育委員会定例会(南有馬庁舎)

29日(金) 10:30 県選抜作家美術展(深江ふるさと伝承館)

○令和3年2月の諸会議並びに諸行事

7日(日) 9:00 新切小学校閉校記念式典(新切小学校)

8日(月) 14:00 地域福祉計画等策定に係る高校生によるワークショップ報告会(カムス)

9日(火) 10:30 市校長会第8回研修会(コレジヨホール)

10日(水) 14:20 口加高校早崎潮流プロジェクト講義(口加高校)

14日(日) 9:00 蒲河小学校閉校記念式典(蒲河小学校)

15日(月) 16:00 住民監査請求結果報告(西有家庁舎)

18日(木) 15:00 部局長会議(西有家庁舎)

19日(金) 10:00 地区別教育長会(雲仙市)

21日(日) 9:00 有家小学校閉校記念式典(有家小学校)

22日(月) 11:30 南島原市多目的運動広場整備工事安全祈願祭(旧有馬商業高校跡地)

25日(木) 10:00 市議会(開会、議案上程、提案理由説明)(有家庁舎)

議案第5号

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校の3校を令和3年3月31日をもって廃止し、同3校を統合して令和3年4月1日に南島原市立有家小学校を設置することに伴い、通学区域について所要の改正を行うもの。

令和3年2月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成18年南島原市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

学校名	学年	通学区域
南島原市立深江小学校	1年生	下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原
	2年生	下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原、下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端
	3～6年生	立横馬場、川原、八立、本町、上町、折口、須ノ崎、川端、天ノ木、中島、船川、下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原、下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端
南島原市立深江小学校馬場分校	1、2年生	立横馬場、川原、八立、本町、上町、折口、須ノ崎、川端、天ノ木、中島、船川
南島原市立深江小学校諏訪分校	1年生	下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端
南島原市立小林小学校	全学年	出ノ川、中江、末宝、内野、梶木、田中山、兵五郎、板首、畦津
南島原市立大野木場小学校	全学年	大野台、下大野木場、中大野木場、上大野木場、新大野木場、大野木場団地、馬場団地
南島原市立布津小学校	全学年	野田第1、野田第2、野田第3、野田第4、丸山、寺田、貝崎第1、貝崎第2、貝崎浜第1、貝崎浜第2、尾篠、中通第1、中通第2、湯田第1、湯田第

		2、大崎、植松、新田、三本松、蔭平、木場、向木場、八重坂
南島原市立飯野小学校	全学年	柳、天ヶ瀬第1、天ヶ瀬第2、坂下、飯野、潮入崎、高塩第1、高塩第2、平之坂
南島原市立有家小学校	全学年	久保名、中須川名、小川名、山川名、尾上名、蒲河名
南島原市立堂崎小学校	全学年	石田名、大苑名、原尾名
南島原市立西有家小学校	全学年	西有家町内全域
南島原市立有馬小学校	全学年	北有馬町内全域
南島原市立南有馬小学校	全学年	南有馬町内全域
南島原市立口之津小学校	全学年	口之津町内全域
南島原市立加津佐小学校	全学年	本岩戸、岩戸町、堀川町、東岩戸町、酢ノ木、町原、道原、檜山、蓮岳、六田、東上町、西上町、入船町、大和町、愛宕町、本仲町、本町、汐見町、東下方、浜町、西浜町、今浜町、東浜町、西宮町、宮ノ町、東宮町、女島町、境町、八ノ久保、北ヶ峰、内野、立木、伊場、栄原、出水、崎谷、路木、八石、里、山内、西平、権田、上登龍、後登龍、山口、鍛冶屋敷

南島原市立野田小学校	全学年	西串、東串、小松、花房、西越崎、東越崎、辻、上里、旭団地、下里、泉が丘
------------	-----	-------------------------------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新			旧		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
学校名	学年	通学区域	学校名	学年	通学区域
南島原市立深江小学校	1年生	下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原	南島原市立深江小学校	1年生	下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原
	2年生	下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原、下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端		2年生	下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原、下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端
	3～6年生	立横馬場、川原、八立、本町、上町、折口、須ノ崎、川端、天ノ木、中島、船川、下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原、下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端		3～6年生	立横馬場、川原、八立、本町、上町、折口、須ノ崎、川端、天ノ木、中島、船川、下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原、下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端
南島原市立深江小学校馬場分校	1、2年生	立横馬場、川原、八立、本町、上町、折口、須ノ崎、川端、天ノ木、中島、船川	南島原市立深江小学校馬場分校	1、2年生	立横馬場、川原、八立、本町、上町、折口、須ノ崎、川端、天ノ木、中島、船川
南島原市立深江小学校諏訪分校	1年生	下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端	南島原市立深江小学校諏訪分校	1年生	下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端
南島原市立小林小学校	全学年	出ノ川、中江、末宝、内野、梶木、田中山、兵五郎、板首、畦津	南島原市立小林小学校	全学年	出ノ川、中江、末宝、内野、梶木、田中山、兵五郎、板首、畦津
南島原市立大野木場小学校	全学年	大野台、下大野木場、中大野木場、上大野木場、新大野木場、大野木場団地、馬場団地	南島原市立大野木場小学校	全学年	大野台、下大野木場、中大野木場、上大野木場、新大野木場、大野木場団地、馬場団地
南島原市立布津小学校	全学年	野田第1、野田第2、野田第3、野田第4、丸山、寺田、貝崎第1、貝崎第2、貝崎浜第1、貝崎浜第2、尾篠、中通第1、中通第2、湯田第1、湯田第2、大崎、植松、新田、三本松、蔭平、木場、向木場、八重坂	南島原市立布津小学校	全学年	野田第1、野田第2、野田第3、野田第4、丸山、寺田、貝崎第1、貝崎第2、貝崎浜第1、貝崎浜第2、尾篠、中通第1、中通第2、湯田第1、湯田第2、大崎、植松、新田、三本松、蔭平、木場、向木場、八重坂

新			旧		
南島原市立飯野小学校	全学年	柳、天ヶ瀬第1、天ヶ瀬第2、坂下、飯野、潮入崎、高塩第1、高塩第2、平之坂	南島原市立飯野小学校	全学年	柳、天ヶ瀬第1、天ヶ瀬第2、坂下、飯野、潮入崎、高塩第1、高塩第2、平之坂
南島原市立有家小学校	全学年	久保名、中須川名、小川名、山川名、尾上名、蒲河名	南島原市立有家小学校	全学年	久保名、小川名、中須川名、山川名（白崎を除く。）、尾上名（長田、桜馬場、上尾上、下尾上に限る。）
南島原市立堂崎小学校	全学年	石田名、大苑名、原尾名	南島原市立堂崎小学校	全学年	大苑名、石田名、原尾名
南島原市立西有家小学校	全学年	西有家町内全域	南島原市立蒲河小学校	全学年	蒲河名（蛇田を除く。）、山川名（白崎に限る。）
南島原市立有馬小学校	全学年	北有馬町内全域	南島原市立新切小学校	全学年	尾上名（長田、桜馬場、上尾上、下尾上を除く。）、蒲河名（蛇田に限る。）
南島原市立南有馬小学校	全学年	南有馬町内全域	南島原市立西有家小学校	全学年	西有家町内全域
南島原市立口之津小学校	全学年	口之津町内全域	南島原市立有馬小学校	全学年	北有馬町内全域
南島原市立加津佐小学校	全学年	本岩戸、岩戸町、堀川町、東岩戸町、酢ノ木、町原、道原、檜山、蓮岳、六田、東上町、西上町、入船町、大和町、愛宕町、本仲町、本町、汐見町、東下方、浜町、西浜町、今浜町、東浜町、西宮町、宮ノ町、東宮町、女島町、境町、八ノ久保、北ヶ峰、内野、立木、伊場、栄原、出水、崎谷、路木、八石、里、山内、西平、権田、上登龍、後登龍、山口、鍛冶屋敷	南島原市立南有馬小学校	全学年	南有馬町内全域
南島原市立野田小学校	全学年	西串、東串、小松、花房、西越崎、東越崎、辻、上里、旭団地、下里、泉が丘	南島原市立口之津小学校	全学年	口之津町内全域
			南島原市立加津佐小学校	全学年	本岩戸、岩戸町、堀川町、東岩戸町、酢ノ木、町原、道原、檜山、蓮岳、六田、東上町、西上町、入船町、大和町、愛宕町、本仲町、本町、汐見町、東下方、浜町、西浜町、今浜町、東浜町、西宮町、宮ノ町、東宮町、女島町、境町、八ノ久

新	旧		
			保、北ヶ峰、内野、立木、伊場、栄原、出水、崎谷、路木、八石、里、山内、西平、権田、上登龍、後登龍、山口、鍛冶屋敷
	南島原市立野田小学校	全学年	西串、東串、小松、花房、西越崎、東越崎、辻、上里、旭団地、下里、泉が丘

○南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則

平成18年3月31日教育委員会規則第10号

改正

平成25年1月21日教育委員会規則第1号

平成26年3月24日教育委員会規則第3号

平成27年3月27日教育委員会規則第1号

平成28年3月28日教育委員会規則第3号

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、南島原市立小・中学校の通学区域を定めることを目的とする。

(通学区域)

第2条 南島原市立小学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。

2 南島原市立中学校の通学区域は、別表第2のとおりとする。

(通学区域の変更)

第3条 前条の規定によって保護者が通学させなければならない児童・生徒で、心身の故障等の身体的理由、通学距離等の地理的理由等により指定校への就学が困難な場合、その他やむを得ない事由のため、通学区域変更の承認を願い出る保護者は、前条の規定にかかわらず、通学区域変更承認願（別記様式）に必要な事項を記入し、南島原市教育委員会の承認を得なければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行のため必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の布津町立小・中学校の通学区域に関する規則（平成5年布津町教育委員会規則第1号）、有家町立小学校の通学区域に関する規則（昭和55年有家町教育委員会規則第4号）、西有家町立小・中学校通学区域に関する規則（昭和32年西有家町教育委員会規則第1号）、北有馬町立小学校の通学区域に関する規則（昭和38年北有馬町規則第1号）、南有馬町立小・中学校の通学区域に関する規則（平成2年南有馬町教育委員会規則第1号）、口之津町立小・中学校の通学区域に関する規則（平成2年口之津町教育委員会規則第1号）又は加津佐町立小・中学校の通学区域に関する規則（平成2年加津佐町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年1月21日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

学校名	学年	通学区域
南島原市立深江小学校	1年生	下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原
	2年生	下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原、下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端
	3～6年生	立横馬場、川原、八立、本町、上町、折口、須ノ崎、川端、天ノ木、中島、船川、下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原、下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端
南島原市立深江小学校馬場分校	1、2年生	立横馬場、川原、八立、本町、上町、折口、須ノ崎、川端、天ノ木、中島、船川
南島原市立深江小学校諏訪分校	1年生	下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端
南島原市立小林小学校	全学年	出ノ川、中江、末宝、内野、梶木、田中山、兵五郎、板首、畦津
南島原市立大野木場小学校	全学年	大野台、下大野木場、中大野木場、上大野木場、新大野木場、大野木場団地、馬場団地
南島原市立布津小学校	全学年	野田第1、野田第2、野田第3、野田第4、丸山、寺田、貝崎第1、貝崎第2、貝崎浜第1、貝崎浜第2、尾篠、中通第1、中通第2、湯田第1、湯田第2、大崎、植松、新田、三本松、蔭平、木場、向木場、八重坂
南島原市立飯野小学校	全学年	柳、天ヶ瀬第1、天ヶ瀬第2、坂下、飯野、潮入崎、高塩第1、高塩第2、平之坂
南島原市立有家小学校	全学年	久保名、中須川名、小川名、山川名、尾上名、蒲河名
南島原市立堂崎小学校	全学年	石田名、大苑名、原尾名
南島原市立西有家小学校	全学年	西有家町内全域
南島原市立有馬小	全学年	北有馬町内全域

学校		
南島原市立南有馬小学校	全学年	南有馬町内全域
南島原市立口之津小学校	全学年	口之津町内全域
南島原市立加津佐小学校	全学年	本岩戸、岩戸町、堀川町、東岩戸町、酢ノ木、町原、道原、檜山、蓮岳、六田、東上町、西上町、入船町、大和町、愛宕町、本仲町、本町、汐見町、東下方、浜町、西浜町、今浜町、東浜町、西宮町、宮ノ町、東宮町、女島町、境町、八ノ久保、北ヶ峰、内野、立木、伊場、栄原、出水、崎谷、路木、八石、里、山内、西平、権田、上登龍、後登龍、山口、鍛冶屋敷
南島原市立野田小学校	全学年	西串、東串、小松、花房、西越崎、東越崎、辻、上里、旭団地、下里、泉が丘

別表第2 (第2条関係)

学校名	学年	通学区域
南島原市立深江中学校	全学年	深江町内全域
南島原市立布津中学校	全学年	布津町内全域
南島原市立有家中学校	全学年	有家町内全域
南島原市立西有家中学校	全学年	西有家町内全域
南島原市立北有馬中学校	全学年	北有馬町内全域
南島原市立南有馬中学校	全学年	南有馬町内全域
南島原市立口之津中学校	全学年	口之津町内全域
南島原市立加津佐中学校	全学年	加津佐町内全域

別記様式（第3条関係）

通学区域変更承認願

年 月 日

南島原市教育委員会 様

〔保護者〕住所 南島原市 番地
 氏名 ㊟
 〔児童・生徒〕氏名
 学年
 （ 年 月 日生）
 保護者との続柄 （ ）

指 定 学 校	南島原市立 学校
変 更 希 望 学 校	南島原市立 学校
期 間	年 月 日～ 年 月 日
願 い 出 の 理 由	

上記のとおり、通学区域の変更を承認くださるようお願いいたします。
 なお、通学区域変更の理由が、次のいずれかに該当した場合は、直ちに教育委員会の指定する学校に転学させることを誓約いたします。

- 1 願い出の理由に虚偽があったことが判明した場合
- 2 願い出の理由が消失した場合
- 3 決定された期間が満了した場合

通学区域の変更を承認する。

年 月 日
 南島原市教育委員会 印

議案第6号

南島原市青少年育成支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

提案理由

南島原市青少年育成支援事業補助金事業種目「小学校国際交流事業」の充実を図るため、所要の改正を行うもの。

令和3年2月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市青少年育成支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

南島原市青少年育成支援事業補助金交付要綱（平成23年南島原市告示第46号）の一部を次のように改正する。

別表小学校国際交流事業の項中「飯野小学校運動会」を「市内小学校」に、「長崎ウエスレヤン大学」を「県内大学の」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

南島原市青少年育成支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新					旧				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
事業種目	補助対象団体	事業内容	補助対象経費	補助率	事業種目	補助対象団体	事業内容	補助対象経費	補助率
小学校国際交流事業	小学校国際交流事業を主催する団体	市内小学校において、 <u>県内大学</u> 外国人留学生を招き、子どもたちの国際交流・国際感覚を養うことを目的として実施する交流活動	小学校国際交流事業の実施に要する次の経費 (1) 外国人留学生交通費 (2) 交流活動費 (3) 渉外費 (4) その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の10分の10以内	小学校国際交流事業	小学校国際交流事業を主催する団体	<u>飯野小学校運動会</u> において、 <u>長崎ウエスレヤン大学</u> 外国人留学生を招き、子どもたちの国際交流・国際感覚を養うことを目的として実施する交流活動	小学校国際交流事業の実施に要する次の経費 (1) 外国人留学生交通費 (2) 交流活動費 (3) 渉外費 (4) その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の10分の10以内
(略)					(略)				

○南島原市青少年育成支援事業補助金交付要綱

平成23年4月1日告示第46号

南島原市青少年育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の青少年の健全育成を図るため、各地域において子どもたちの自然体験活動及び交流活動のイベントを行う団体に対し、予算の定めるところにより、南島原市青少年育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の対象となる事業種目、補助対象経費、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第3条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 青少年育成支援事業補助金事業計画書（様式第1号）

(2) 青少年育成支援事業補助金収支予算書（様式第2号）

2 規則第4条の市長が定める申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。

(実績報告)

第4条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。

(1) 青少年育成支援事業補助金事業実績書（様式第1号）

(2) 青少年育成支援事業補助金収支精算書（様式第2号）

(補助金の交付)

第5条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 南島原市青少年育成支援事業補助金交付請求書概算払（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業種目	補助対象団体	事業内容	補助対象経費	補助率
小学校国際交流事業	小学校国際交流事業を主催する団体	市内小学校において、県内大学の外国人留学生を招き、子どもたちの国際交	小学校国際交流事業の実施に要する次の経費 (1) 外国人留学生交通費	補助対象経費の10分の10以内

		流・国際感覚を養うことを目的として実施する交流活動	(2) 交流活動費 (3) 渉外費 (4) その他市長が必要と認める経費	
「自然と遊ぼう」開催事業	「自然と遊ぼう」開催事業を主催する団体	ありえ俵石自然運動公園において子どもたちの「生きる力」を培い、豊かな心・ふるさとを愛する心を育てることを目的として実施するイベント（そうめん流し、グラウンドゴルフ、出店、吹奏楽演奏会等）の自然体験活動及び交流活動	「自然と遊ぼう」開催事業の実施に要する経費 (1) 諸材料費 (2) 車両借上料 (3) 報償費（謝礼金） (4) 手数料（営業許可申請手数料） (5) その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の10分の10以内
ファミリンピック開催事業	ファミリンピック開催事業を主催する団体	布津地区において地域全体の青少年健全育成への理解並びに住民どうしの相互理解を目的として実施するイベント（綱引き体験、長縄跳び、バザー等）の簡易スポーツ活動及び交流活動	ファミリンピック開催事業の実施に要する次の経費 (1) 助成金（子ども会・各種団体） (2) 諸材料費（バザー経費、消耗品費、食糧費） (3) 報償費（謝礼金） (4) その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の10分の10以内

様式第1号 (第3条、第4条関係)

青少年育成支援事業補助金事業計画書 (実績書)

事業目的	
事業の概要	
事業名	
主催団体名	
代表者名	
実施期日	
開催場所	
参加人数	
事業概要詳細：	

○添付資料

- ・事業実施要項
- ・経費明細書

様式第2号 (第3条、第4条関係)

青少年育成支援事業補助金収支予算書 (精算書)

団体名 _____

収入

単位：円

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		説 明
			増	減	
合計					

支出

単位：円

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		説 明
			増	減	
合計					

様式第3号 (第5条関係)

南島原市青少年育成支援事業補助金交付請求書概算払

一金 円也

年 月 日南島原市指令 第 号で交付決定通知のあった南島原市青少年育成支援事業補助金を上記のとおり交付されるよう、南島原市補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

年 月 日

南島原市長 様

請求者 住 所
氏 名



振込先

金融機関

支店名

口座種類 普通・当座 口座番号

ふりがな
口座名義人

議案第7号

南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令について

提案理由

南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校の3校を令和3年3月31日をもって廃止し、同3校を統合して令和3年4月1日に南島原市立有家小学校を設置することに伴い、学校支援共同実施室の組織について所要の改正を行うもの。

令和3年2月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令
 南島原市学校支援共同実施室組織運営規程（平成21年南島原市教育委員会訓令第2号）の
 一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

地区名	構成校名
1区	深江小学校（馬場分校、諏訪分校を含む。）、小林小学校、大野木場小学校、布津小学校、飯野小学校、深江中学校、布津中学校
2区	有家小学校、堂崎小学校、西有家小学校、有馬小学校、有家中学校、西有家中学校、北有馬中学校
3区	南有馬小学校、口之津小学校、加津佐小学校、野田小学校、南有馬中学校、口之津中学校、加津佐中学校

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

年 月 日

年度 事務の共同実施年間計画書

〇区学校支援共同実施室

室長 職名 _____
 氏名 _____

1 学校支援共同実施室の構成

学校名	事務職員等		
	職名	氏名	担当業務
		◎	
		○	

※ 氏名欄には、室長に◎、副室長に○、臨時的任用職員に△を記入すること。

2 学校支援共同実施室で取り組む業務の実施計画等

業務名	業務の目的(目標)	実施計画

3 年間計画表

月	実施計画	備考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

年度 事務の共同実施実績報告書

○区学校支援共同実施室
室長 職名
氏名

1 学校支援共同実施室における業務の成果と課題

業務名	実施状況	成果と課題
		(成果) (課題)
		(成果) (課題)
		(成果) (課題)
		(成果) (課題)
		(成果) (課題)

※ 本年度学校支援共同実施室において取り組んだ業務について、資料がある場合は、添付すること。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
地区名	構成校名	地区名	構成校名
1区	深江小学校（馬場分校、諏訪分校を含む。）、小林小学校、大野木場小学校、布津小学校、飯野小学校、深江中学校、布津中学校	口加地区	加津佐中学校、口之津中学校、加津佐小学校、野田小学校、口之津小学校
2区	有家小学校、堂崎小学校、西有家小学校、有馬小学校、有家中学校、西有家中学校、北有馬中学校	有馬地区	南有馬中学校、北有馬中学校、南有馬小学校、有馬小学校
3区	南有馬小学校、口之津小学校、加津佐小学校、野田小学校、南有馬中学校、口之津中学校、加津佐中学校	有家・西有家地区	有家中学校、西有家中学校、有家小学校、蒲河小学校、新切小学校、堂崎小学校、西有家小学校
		深江・布津地区	布津中学校、深江中学校、布津小学校、飯野小学校、深江小学校（馬場分校、諏訪分校を含む。）、小林小学校、大野木場小学校

新

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

年度 事務の共同実施年間計画書

〇区学校支援共同実施室
室長 職名
氏名

1 学校支援共同実施室の構成

学校名	事務職員等		
	職名	氏名	担当業務
		◎	
		○	

※ 氏名欄には、室長に◎、副室長に○、臨時的任用職員に△を記入すること。

2 学校支援共同実施室で取り組む業務の実施計画等

業務名	業務の目的(目標)	実施計画

旧

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

年度 事務の共同実施年間計画書

〇〇地区学校支援共同実施室
室長 職名
氏名

1 学校支援共同実施室の構成

学校名	事務職員等		
	職名	氏名	担当業務
		◎	
		○	

※ 氏名欄には、室長に◎、副室長に○、臨時的任用職員に△を記入すること。

2 学校支援共同実施室で取り組む業務の実施計画等

業務名	業務の目的(目標)	実施計画

新

3 年間計画表

月	実施計画	備考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

旧

3 年間計画表

月	実施計画	備考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

新

様式第2号 (第3条関係)

年月日

年度 事務の共同実施実績報告書

〇区学校支援共同実施室

室長 職名

氏名

1 学校支援共同実施室における業務の成果と課題

業務名	実施状況	成果と課題
		(成果)
		(課題)
		(成果)
		(課題)
		(成果)
		(課題)
		(成果)
		(課題)

※ 本年度学校支援共同実施室において取り組んだ業務について、資料がある場合は、添付すること。

旧

様式第2号 (第3条関係)

年月日

年度 事務の共同実施実績報告書

〇〇地区学校支援共同実施室

室長 職名

氏名

1 学校支援共同実施室における業務の成果と課題

業務名	実施状況	成果と課題
		(成果)
		(課題)
		(成果)
		(課題)
		(成果)
		(課題)
		(成果)
		(課題)

※ 本年度学校支援共同実施室において取り組んだ業務について、資料がある場合は、添付すること。

○南島原市学校支援共同実施室組織運営規程

平成21年3月25日教育委員会訓令第2号

改正

平成23年3月28日教育委員会訓令第1号

平成25年1月21日教育委員会訓令第1号

平成26年3月24日教育委員会訓令第1号

平成27年3月27日教育委員会訓令第1号

平成28年3月28日教育委員会訓令第1号

南島原市学校支援共同実施室組織運営規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 学校支援室（第2条―第8条）

第3章 連絡協議会及び地区別協議会（第9条―第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、南島原市立小・中学校管理規則（平成18年南島原市教育委員会規則第8号。以下「管理規則」という。）第16条第7項の規定に基づき、学校支援共同実施室（以下「学校支援室」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 学校支援室

（組織）

第2条 学校支援室は、別表の地区名欄に掲げる地区（以下「地区」という。）ごとに、同表の構成校名欄に掲げる小学校及び中学校（以下「学校」という。）の事務職員及びその他の職員（以下「事務職員等」という。）をもって組織し、共同作業等により必要な事務処理を行う（以下「共同実施」という。）ものとする。

（運営）

第3条 管理規則第16条第4項に規定する学校支援共同実施室長（以下「室長」という。）は、学校支援室において処理する事務及びその運営について、第9条に規定する学校支援地区別協議会（以下「地区別協議会」という。）において協議し、事務の共同実施年間計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を作成し、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出しなければならない。

2 室長は、前項の規定により作成した計画書を変更する場合は、自らが在籍する学校（以下「室長在籍校」という。）の校長の了承を得るものとする。

3 室長は、学校支援室において処理した事務及びその運営について、地区別協議会において総括し、事務の共同実施実績報告書（様式第2号）により、年度末に教育委員会へ報告しなければならない。

（事務処理）

第4条 学校支援室においては、次の事務について、教育委員会に提出した計画書に基づき計画的に処理するものとする。

- (1) 市費事務に関すること。
- (2) 給与・諸手当事務に関すること。

- (3) 旅費事務に関すること。
- (4) 事務職員未配置校及び臨時的任用職員等に対する支援に関すること。
- (5) 学校運営の支援に関すること。
- (6) 事務職員等の研修に関すること。
- (7) その他、学校事務・業務に関すること。

2 事務職員等は、学校支援室において処理する事務のうち、必要な事項については所属校の校長に報告するものとする。

3 学校支援室においては、職務担当制等により事務職員等の業務分担を行う。

4 学校支援室における事務処理は、この訓令に定めるもののほか、関係法令、条例及び規則等の定めるところによる。

(業務形態)

第5条 共同実施により行う業務は、定例会議等の開催を通じて、原則として週1回、構成校等の場所で行うものとする。

2 定例会議を開催する期日等の通知は、室長在籍校の校長から当該地区の室長在籍校以外の構成校の校長に対し行うものとする。

3 定例会議等の開催のほか、必要に応じて、事務職員等が地区内の学校を訪問し、事務処理の支援を行うことができる。

(服務)

第6条 校長は、当該学校の事務職員等が学校支援室の業務、地区別協議会等の会議その他のため所属を離れて勤務する場合は、必要に応じて出張又は校外勤務を命ずる。

2 事務職員等は、守秘義務を遵守するとともに、共同実施における公文書及び個人情報について適切に取り扱わなければならない。

(室長の所掌事項)

第7条 室長の所掌事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 学校支援室の事務分掌の設定
- (2) 計画書に基づく学校支援室の運営
- (3) 地区別協議会の運営
- (4) 第4条第1項に掲げる事項の総括及び調整
- (5) その他、共同実施に関する事項

(室長所掌事項の代行)

第8条 室長が出張、休暇その他やむを得ない事情により不在であり、かつ、当該事案について緊急に処理しなければならないときは、前条に規定する室長の所掌事項は、管理規則第16条第4項に規定する副室長が代行をする。

第3章 連絡協議会及び地区別協議会

(連絡協議会等の設置)

第9条 学校支援室の円滑な運営を図るため、南島原市学校支援共同実施連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び学校支援地区別協議会を置く。

(連絡協議会の組織)

第10条 前条の規定により設置する連絡協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 教育総務課の課長及び担当職員

- (4) 学校教育課の課長及び担当職員
- (5) 各地区の室長在籍校の校長
- (6) 室長
- (7) 校長会、教頭会及び学校事務研究会の代表者
(会長及び副会長)

第11条 連絡協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 会長は、連絡協議会を代表し、その円滑な運営を図る。
- 4 副会長は、室長在籍校の校長のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、連絡協議会の円滑な運営に努める。

(会議及び協議事項)

第12条 連絡協議会は、会長が招集し、次の事項について協議する。

- (1) 共同実施により効率化・集中化が図られる事務・業務に関すること。
 - (2) 学校支援室による学校管理運営全般の支援に関すること。
 - (3) 学校支援室の整備・充実に関すること。
 - (4) 教育委員会及び長崎県教育委員会との連携等に関すること。
 - (5) その他、事務処理の効率化等に関すること。
- 2 連絡協議会は、原則として年2回開催する。ただし、会長が必要と認める場合は、特別に開催できる。
 - 3 連絡協議会において協議する議事内容については、あらかじめ会長の承認を得るものとする。

(事務局)

第13条 連絡協議会に、その円滑な運営のため、事務局を置く。

- 2 事務局は、すべての室長で組織し、次項に規定する事務局長が所属する学校に置く。
- 3 事務局に、事務局長を置き、室長のうちから会長が指名する。
- 4 事務局長は、連絡協議会の円滑な運営に努めるとともに、関係者同士の連絡調整を図る。
- 5 事務局は、必要に応じて、事務局長の招集により事務局会議を開催し、共同実施及び連絡協議会に関する連絡調整等について協議する。

(地区別協議会)

第14条 第9条の規定により設置する地区別協議会は、地区ごとに、地区内すべての校長及び事務職員（事務職員が配置されていない学校にあっては、教頭）並びに教育委員会担当職員で組織する。

- 2 地区別協議会は、学校支援室において処理する事務及びその運営に関するもののほか、次の事項について協議する。
 - (1) 連絡協議会における協議事項等に関すること。
 - (2) 地区の実情に応じた共同実施の推進に関すること。
 - (3) 教育委員会との連携等に関すること。
 - (4) その他、事務処理の効率化等に関すること。
- 3 地区別協議会は、当該地区の室長在籍校の校長が招集し、原則として年2回開催する。ただし、必要な場合は、特別に開催することができる。
- 4 地区別協議会の企画運営は、室長在籍校の校長及び室長が行う。

第4章 雑則

(補則)

第15条 この訓令に定めるもののほか、学校支援室の組織及び運営等に関し必要な事項は、連絡協議会で協議し、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日教育委員会訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月21日教育委員会訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日教育委員会訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日教育委員会訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日教育委員会訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

地区名	構成校名
1区	深江小学校(馬場分校、諏訪分校を含む。)、小林小学校、大野木場小学校、布津小学校、飯野小学校、深江中学校、布津中学校
2区	有家小学校、堂崎小学校、西有家小学校、有馬小学校、有家中学校、西有家中学校、北有馬中学校
3区	南有馬小学校、口之津小学校、加津佐小学校、野田小学校、南有馬中学校、口之津中学校、加津佐中学校

年度 事務の共同実施年間計画書

_____ ○区学校支援共同実施室
 室長 職名 _____
 氏名 _____

1 学校支援共同実施室の構成

学校名	事務職員等		
	職名	氏名	担当業務
		◎	
		○	

※ 氏名欄には、室長に◎、副室長に○、臨時的任用職員に△を記入すること。

2 学校支援共同実施室で取り組む業務の実施計画等

業務名	業務の目的(目標)	実施計画

3 年間計画表

月	実施計画	備考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

年度 事務の共同実施実績報告書

〇区学校支援共同実施室
 室長 職名 _____
 氏名 _____

1 学校支援共同実施室における業務の成果と課題

業務名	実施状況	成果と課題
		(成果) (課題)
		(成果) (課題)
		(成果) (課題)
		(成果) (課題)
		(成果) (課題)

※ 本年度学校支援共同実施室において取り組んだ業務について、資料がある場合は、添付すること。

議案第8号

教育財産の用途廃止について

提案理由

次の土地・建物の教育財産としての用途を廃止し、市長部局へ普通財産として所管換えしたいので、教育委員会の意見を求める。

令和3年2月26日提出

南島原市教育委員会

教育長 永田 良二

1、用途廃止する財産

蒲河小学校（南島原市有家町蒲河1641番地）

建物 延べ1,657㎡（校舎及びプール附属施設）

土地 3,037㎡（全体敷地5,174㎡のうち借地2,137㎡を除く）

新切小学校（南島原市有家町尾上3040番地3）

建物 延べ1,701㎡（校舎体育倉庫及びプール附属施設）

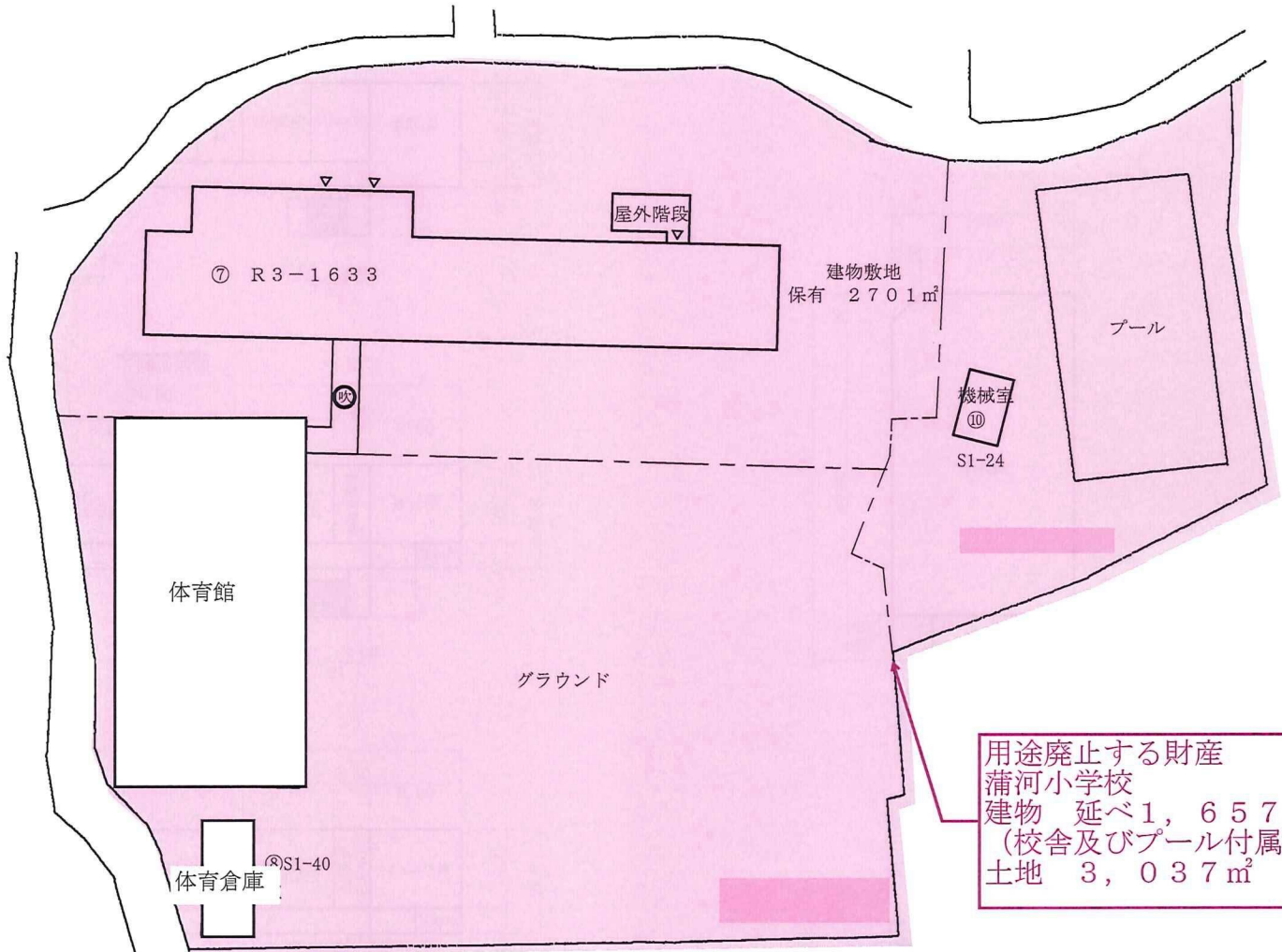
土地 4,160.87㎡（全体敷地11,678㎡のうち
借地7,517.13㎡を除く）

2、用途廃止する期日

令和3年3月31日

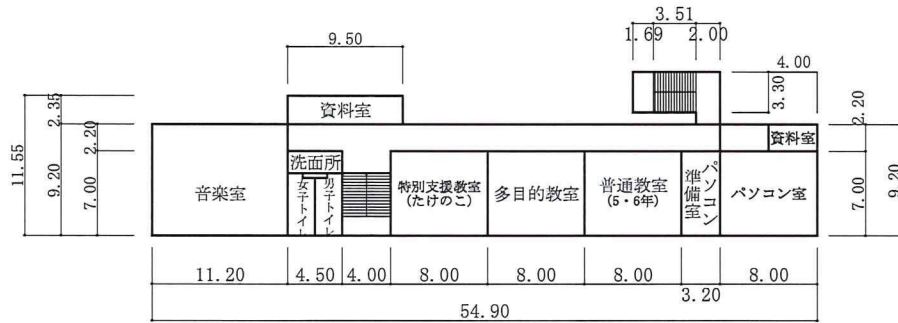
議案第8号資料

- 凡例
- 建物
- 未 未とりこわし建物
 - 危 危険建物
 - 借 借用建物
 - 一時 一時使用建物
 - 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの
 - 吹 吹きさらしの廊下

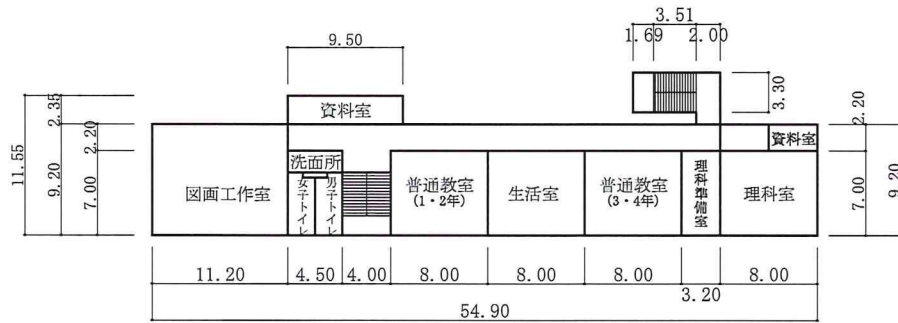


用途廃止する財産
 蒲河小学校
 建物 延べ1,657 m²
 (校舎及びプール附属施設)
 土地 3,037 m²





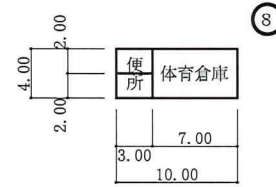
3階平面図



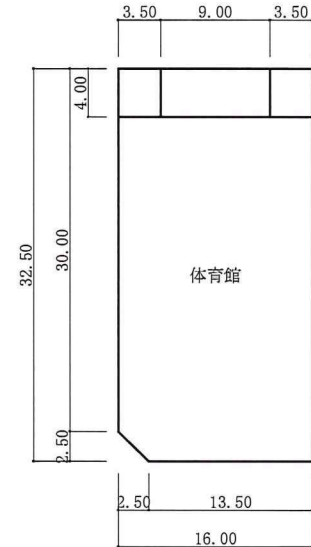
2階平面図



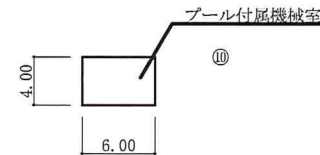
1階平面図



⑧



⑨

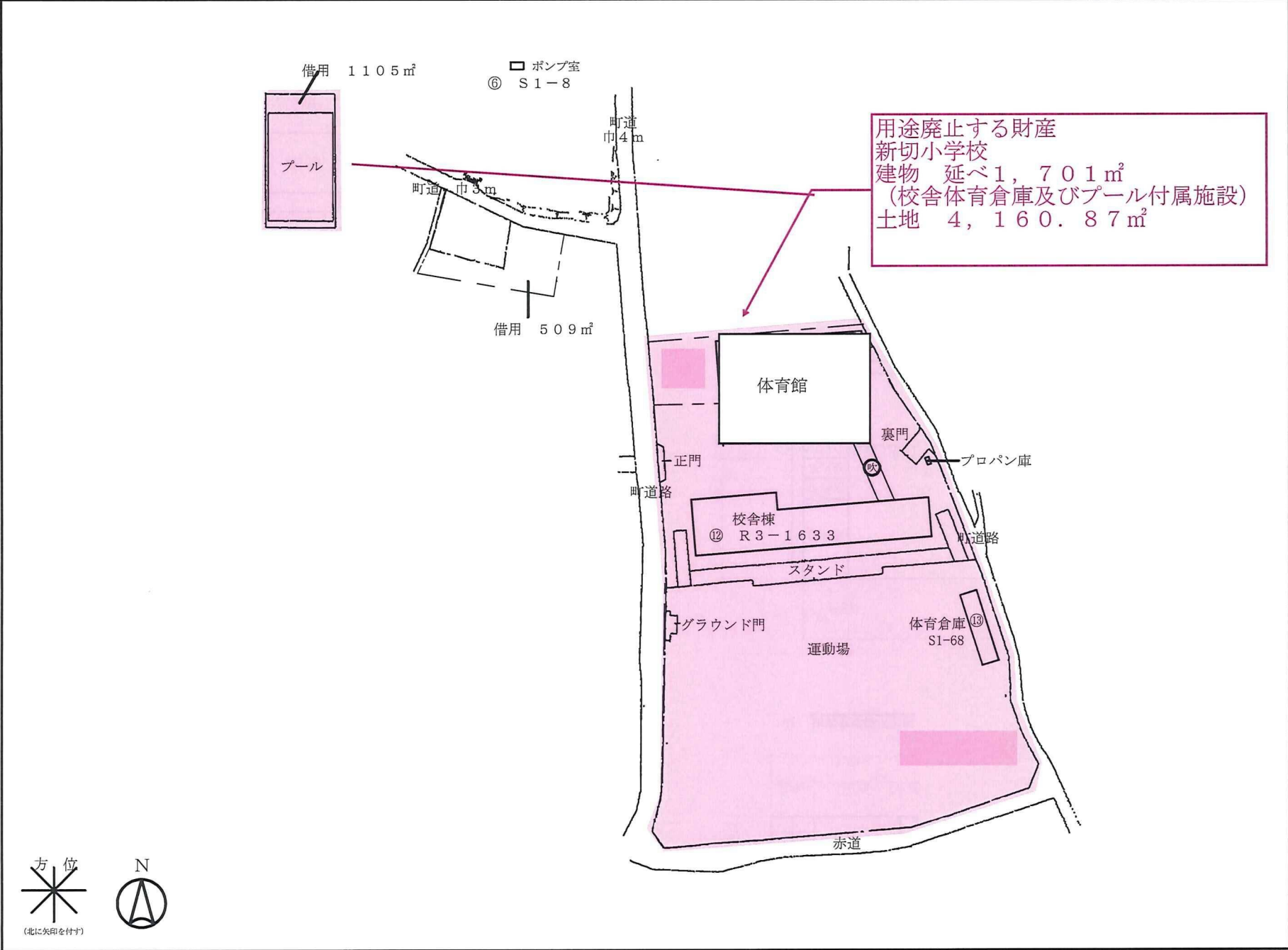


プール付風機械室

⑩

施設の配置図	尺	1/1000	名称	新切小学校	番号	422140330	番号	422140330	番号	422140330
--------	---	--------	----	-------	----	-----------	----	-----------	----	-----------

- 凡例
- 建物
- 未 未とりこわし建物
 - 危 危険建物
 - 借 借用建物
 - 一時 一時使用建物
 - 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの
 - 吹 吹きさらしの廊下



議案第9号

教育財産の取得について

提案理由

下記のとおり教育財産として取得したいので、教育委員会の意見を求める。

令和3年2月26日

南島原市教育委員会
教育長 永田良二

1、取得する財産

南島原市北有馬町乙462番地（旧北有馬幼稚園）

建物 床面積 680㎡（1階部分のみ）

土地 敷地面積 1,982㎡

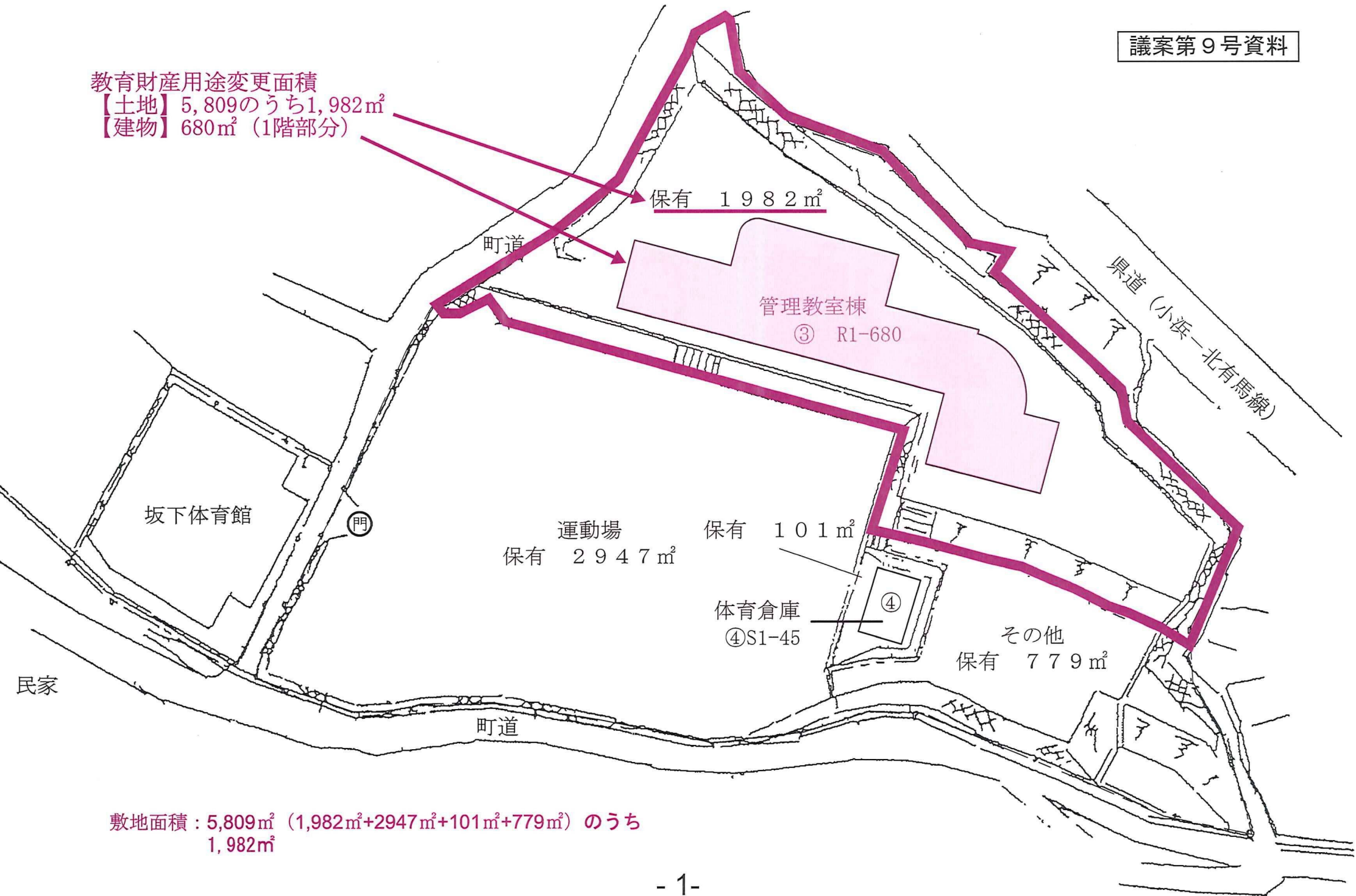
2、取得期日

令和3年4月1日

3、取得理由

旧北有馬幼稚園の1階部分を北有馬歴史民俗資料館及び埋蔵文化財出土品の保管庫として利用するため。

教育財産用途変更面積
【土地】 5,809のうち1,982㎡
【建物】 680㎡ (1階部分)



敷地面積 : 5,809㎡ (1,982㎡+2,947㎡+101㎡+779㎡) のうち
1,982㎡

議案第10号

南島原市教育支援委員会の答申について

提案理由

南島原市教育支援委員会から、本市に居住する心身に障害のある児童生徒に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学支援の適正を期するための答申が出された。

このことに伴い、南島原市教育委員会で審査する必要があるので提案する。

令和3年2月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

議案第 1 1 号

南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について

提案理由

南島原市立小・中学校教職員の人事異動について、別紙のとおり内申を行いたいの
で、教育委員会の決定を求める。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二